

平成20年度

中小企業定年引上げ等奨励金

70歳まで働くことのできる中小企業を支援するため、65歳以上への定年引上げや定年の定めの廃止、さらに希望者全員を対象として70歳以上までの継続雇用制度を導入した事業主に対して支給されます。

過去に継続雇用定着促進助成金を受給された事業主も対象となります。

支給額

中小企業定年引上げ等奨励金は、実施した制度の種類とその制度を実施した日における企業規模（常用被保険者の数）に応じて、次の表に定める額を支給します。

1 60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主

企業規模	支給額（万円）			
	①65歳以上70歳未満までの定年の引上げ	②70歳以上までの定年の引上げまたは定年の定めの廃止	③希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度	④65歳以上70歳未満までの定年の引上げと70歳以上までの継続雇用制度を併せて実施
1～9人	40	80	40(20)	60
10～99人	60	120	60(30)	90
100～300人	80	160	80(40)	120

③の（ ）内は既に65歳以上70歳未満の継続雇用制度導入があった場合の額

2 65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主

企業規模	支給額（万円）	
	⑤70歳以上までの定年の引上げまたは定年の定めの廃止	⑥希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度
1～9人	40	20
10～99人	60	30
100～300人	80	40

申請時期：実施日の翌日から起算して1年を経過する日までに申請が必要です。

◆70歳定年引上げ等モデル企業助成金

70歳以上まで働くことができる新たな職域の拡大等に係る計画の認定を受け、モデル性や地域における波及効果のある取組みを実施した事業主に対し、当該取組の実施に要した一定範囲の費用について支給されます。

◆中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金

傘下の中小企業事業主に対する高齢者雇用確保措置の導入その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した事業主団体に支給されます。

受給するためには、まず、事業主団体は対象事業の計画申請を行い、計画の認定を受けなければなりません。計画の認定を受けた対象事業の実施に係る経費について、前期、後期毎に支給申請をすることになります。

共同で事業を新たに始めた方への助成金制度をご存知ですか？

～45歳以上の高年齢者等3人以上が法人を設立し自らの職業経験等を活かして、共同して事業を開始し、従業員を雇用して、雇用・就業の機会を創設した場合～

500万円（経費の2／3）を限度として支給されます

「高年齢者等共同就業機会創出助成金」

1 支給要件は

- ①雇用保険の適用事業所の事業主であること。
- ②3人以上の高齢創業者の出資により新たに設立された法人の事業主であること。
- ③上記②の高齢創業者のうち、いずれかの者が法人の代表者であること。
- ④法人の設立登記日及び「高年齢者等共同就業機会創出事業計画書」を提出する日において、高齢創業者の議決権の合計が総数の過半数を占めていること。
- ⑤支給申請日において、原則として45歳以上の方を1人以上継続して雇い入れること。
- ⑥法人の設立登記の日以降最初の事業年度末における自己資本比率（自己資本を総資本で割り、100を乗じた比率）が50%未満である事業主であること。
- ⑦法人の設立登記の日から6か月以上事業を営んでいる事業主であること。

●「雇用環境整備助成金」制度の終了

平成20年3月31日をもちまして雇用環境整備助成金制度が終了しました。

●「地域創業助成金」制度の終了

平成20年3月31日をもちまして地域創業助成金制度が終了しました。

お問い合わせ先

(社) 沖縄雇用開発協会 高齢者援助課:098-891-8466